

退職金専用定期預金（投信セット運用プラン）

（平成28年3月25日現在）

1. 商品名	退職金専用定期預金（投信セット運用プラン）
2. お取り扱い期間	平成28年4月1日（金）～平成28年9月30日（金） （注）ただし、銀行休業日は除きます。
3. お取り扱い店舗	全店（ただし、投資信託のお取扱いを行わない出張所を除きます。）
4. ご利用いただける方	一般企業、官公庁等を退職し、退職金を受取ってから1年以内の個人の方に限ります。 （注1）屋号付の個人事業主の方は、お申し込みいただけません。 （注2）当該資金が退職金であることの確認資料をご提示願います。
5. セット内容	定期預金と投資信託を必ず同時にお申し込みください。 （注）対象となる投資信託については、窓口へお尋ねください。
6. 対象定期預金	スーパー定期、スーパー定期300、大口定期預金 （注1）証書式に限定いたします（総合口座への組込み及び通帳式への組込、ATMでのお預入れはできません）。 （注2）自動継続（元金継続または元利継続）のみのお取扱いとなります。
7. お預入れ期間	3か月、6か月、1年 自動継続後の適用金利は、継続金額に応じて、継続時におけるスーパー定期、スーパー定期300、大口定期の店頭掲示金利を適用します。
8. お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額 (3)お預入れ単位	一括預入 （注1）預入原資は退職金とし、新規お預入れに限ります。 （注2）本商品の満期資金を原資とするお預入れはできません。ただし、お預入れ期間を3か月にご指定されたお客さまは、定期預金お預入れ分について定期預金運用プランまたは投信セット運用プランのお預け入れ期間1年に預け替えができます。 100万円以上 （注3）お預入れ金額は、同時にお申し込みいただく投資信託と合算で100万円以上かつ退職金受取額（税引後）以内といたします。 （ただし、お申込総額の50%以上を投資信託のご購入に充ててください） （注4）退職金専用定期預金のお預入れ金額は、必ず同時にお申し込みいただく投資信託の金額以内といたします。1円単位
9. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
10. 利息 (1)預入時適用金利 (2)継続時適用金利 (3)支払頻度 (4)計算方法	◇3か月……………年 5.0%（税引前） ◇6か月……………年 2.5%（税引前） ◇1年……………年 1.2%（税引前） 同時にお申し込みいただく投資信託と合算で500万円以上の場合および同時に公的年金を当行に振込指定していただいた場合は、さらにそれぞれ金利を年0.5%（税引前）上乗せします。 自動継続後の適用金利は、継続金額に応じて、継続時におけるスーパー定期、スーパー定期300、大口定期の店頭掲示の金利を適用します。 ※店頭掲示金利は、金利表示ボードに掲示しています。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 ※スーパー定期複利型（1年のみ選択可能）の場合は、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算とします。

退職金専用定期預金（投信セット運用プラン）

11. 手数料	<p>セットする投資信託には、当行所定の各種手数料が必要です。</p> <p>◇投資信託の場合（例：申込手数料（申込代金の最大3.78%）＋信託報酬（純資産総額に対し最大2.538%）＋信託財産留保額（換金時の基準価格の最大3.0%）。詳細は各商品の目論見書でご確認ください。</p>
12. 付加できる特約事項	<p>法令に定められた条件を満たせばマル優でのお取り扱いができます。</p>
13. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、預金規定に基づき、下記のお預入れ期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。</p>
14. 税区分	<p>マル優または分離課税（国税15.315%および地方税5%、合計20.315%）となります。</p> <p>※分離課税の場合、平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税されています。</p>
15. 金融商品販売法に係る重要事項のご説明	<p>本商品（定期預金）は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。</p> <p>（注）セットする投資信託について</p> <p>（1）投資信託は預金等ではありません。</p> <p>（2）投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。</p> <p>（3）投資信託は値動きのある有価証券に投資するため、元本および分配金が保証されている商品ではありません。</p> <p>（4）投資信託の運用による収益および損失は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。</p> <p>（5）投資信託の設定および運用は投資信託委託会社が行います。</p> <p>（6）当資料は証券取引法に基づく開示書類ではありません。投資信託のご購入は、投資信託説明書（目論見書）をご覧ください、お客様ご自身でご判断ください。</p> <p>（7）投資信託のお申し込みについては、所定の手数料が必要です。</p> <p>※投資信託の詳細については、窓口等にお問い合わせください。</p>
16. セットする投資信託に関する留意事項	<p>（注）セットする投資信託に関する留意事項</p> <p><u>◇投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。</u></p> <p><u>◇投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。</u></p> <p><u>◇外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価格が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客様ご自身が負担することとなります。</u></p> <p>◇投資信託は預金保険の対象ではありません。</p> <p>◇当行が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度は適用されません。</p> <p>◇当行は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は、運用会社が行います。</p> <p>◇セットできる投資信託については、窓口でご確認ください。</p> <p>◇投資信託をご購入の際は、店頭にご用意している目論見書を必ずご覧ください、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。</p>

退職金専用定期預金（投信セット運用プラン）

17. 苦情受付窓口	営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111 ● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ● 受付時間：午前9時～午後5時
------------	---

商号：株式会社愛媛銀行 登録金融機関：四国財務局長(登金)第6号 所属協会：日本証券業協会

【全国銀行協会相談室】

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1



0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時

●中途解約利率

次のA、Bの低い方とします。（小数点第4位以下切り捨て）

なお、A、Bで算出した利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。

【A】

6か月未満	6か月以上 1年未満
普通預金利率	約定利率×50%

【B】

お預入れ日における預入期間、預入金額に対応するスーパー定期、スーパー定期300、大口定期の店頭揭示利率の95%

(3-3)